

障害者活躍推進計画

機関名	設楽町教育委員会
任命権者	設楽町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
設楽町教育委員会における障害者雇用に関する課題	設楽町教育委員会の所属職員については、設楽町職員としての一括採用のあと教育委員会に出向する形をとっており、これまで正規職員の募集、採用は行なっておらず、組織的な体制整備は実施していない。
目標	
採用に関する目標	【実質雇用率】法定雇用率以上 (参考) 法定雇用率上、法定雇用障害者数は0人 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者職業相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示板等により周知する。 ○障害者雇用の推進に関する理解を設楽町長部局と連携して促進する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○設楽町長部局と連携し、職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談や、設楽町長部局との連携のほか、人事評価面談、自己申告書の申告内容を通して、必要な配慮の有無を把握するなど、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、必要な措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。